

給水管工事承認申請書

(年 月 日
年)

城陽市公営企業管理者 様

申込者 住所
氏名 印

配水管からの給水管工事を下記の指定工事事業者施工とするに当たり、裏面の誓約事項を承諾のうえ申請します。

記

工事場所	城陽市
指定工事事業者 (施工者)	住 所 指定番号 第 号 代表者
給水装置工事 主任技術者	住 所 氏 名 交付番号 第 号 (連絡先 TEL)
分岐せん孔 技 能 者	所 属 (指定給水装置工事事業者名) 氏 名 技能者区分 <input type="checkbox"/> 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称の者を含む) <input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する配管技能士 <input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第24条に規定する都道府県の 認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者 <input type="checkbox"/> 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の 課程修了者 (配管技能者講習会終了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

(注) 1 技術者区分の該当する□には、レ印を記入してください。

2 資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

(裏面)

<誓約事項>

- 1 この工事に関して、利害関係人その他の者から異議があるときは、すべて申請者の責任において解決します。
- 2 この工事に起因して、第三者への損害賠償等が生じたときは、当該指定工事業者及び申請者の責任において解決します。
- 3 工事の施工に当たっては、関係法令、条例、給水装置基準等を遵守します。
- 4 この工事を施工するに当たり、指名した給水装置工事主任技術者を専任させ、総括責任者として技術上の管理及び指導監督に当たさせます。
- 5 配水管から給水管の分岐、配管及び撤去を行うに当たり、必要な技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させます。
- 6 配水管の分岐せん孔は、適正に施工できる有資格技能者に施工させます。
- 7 次の各号に掲げる管理者の指示又は指導に従います。
 - (1) 給水装置の構造及び材質の指定及び工法、工期その他工事上の条件に従い施工すること。
 - (2) 当該工事しゅん工後速やかに(1週間以内)に、施工状況(分岐、配管、埋戻し、仮復旧等)を確認できる写真及びしゅん工図を提出し、管理者のしゅん工検査を受けること。
 - (3) 当該工事に係る道路面の不陸及び陥没の修復等、緊急を要するときは直ちに出勤し、必要な措置を行うこと。
 - (4) 当該工事に係る水道メーターの授受は、給水装置工事主任技術者の責任において行うこと。
- 8 当該工事に係る掘削、埋戻し、舗装仮復旧等に当たっては、公道の場合は道路管理者の許可条件、私道の場合は土地所有者の承諾条件のとおり施工します。
- 9 当該工事に関し、道路又は通路を使用するときは、警察署の許可条件に従い施工します。